

# 第 25 回

## 岩手中部水道企業団議会定例会 会 議 録

令和 5 年 2 月 13 日 開 会

令和 5 年 2 月 13 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

## 第25回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和5年2月13日 (月曜日) 午後2時30分

2 閉会 令和5年2月13日 (月曜日) 午後4時30分

### 3 議事日程

日時 令和5年2月13日 (月曜日) 午後2時30分開議

場所 危機管理センター 2階会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告並びに施政方針

第4 現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告

第5 一般質問

第6 議案第1号 岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第2号 岩手中部水道企業団個人情報保護法施行条例

第8 議案第3号 岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第4号 岩手中部水道企業団職員の高齢者部分休業条例

第10 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例

第11 議案第6号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)

第12 議案第7号 令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

第13 発議案第1号 岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例

第14 発議案第2号 企業長の専決処分事項の指定について

### 4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 5 出席議員(12名)

1番 及川恒雄君

2番 伊藤忠宏君

3番 菊池勝君

4番 平野明紀君

5番 照井明子君

6番 若柳良明君

7番 佐藤現君

8番 太田洋市君

9番 浅沼有朋君

10番 及川ひとみ君

11番 武田 勝 君      12番 小原 享子 君

6 欠席議員（なし）

7 会議録署名議員

5番 照井 明子 君      6番 若柳 良明 君

8 説明のため出席した者

企 業 長      高橋 敏彦 君

副 企 業 長      上田 東一 君

〃      熊谷 泉 君

〃      及川 義明 君

監 査 委 員      高橋 守 君

〃      萬 久也 君

局 長      木村 仁 君

技 監      小田島 敏之 君

総 務 課 長      久保田 幸喜 君

経 営 企 画 課 長      照井 秋彦 君

給 配 水 課 長      小原 良朋 君

工 務 課 長      林崎 伸師 君

浄 水 課 長      八重樫 和博 君

総 務 課 主 幹  
兼 危 機 管 理 室 長      佐藤 清基 君

経 営 企 画 課 課 長 補 佐  
兼 料 金 係 長      平賀 聡樹 君

経 営 企 画 課  
経 営 企 画 係 長      菅原 健志 君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長      高橋 景子 君

花巻市市民生活部長      伊藤 理恵 君

紫波町建設部長      阿部 薫之 君

10 職務のため議場に出席した職員

書  
(総務課課長補佐)

記

伊 藤 剛 志 君

午後 2時30分 開会

○議長（小原享子君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第25回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

---

午後 2時30分 開議

○議長（小原享子君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小原享子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

5 番照井明子議員、6 番若柳良明議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（小原享子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 業務報告並びに施政方針

○議長（小原享子君） 日程第3、業務報告並びに施政方針について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第25回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業務報告並びに令和5年度の施政方針を申し上げます。

初めに、業務報告を申し上げます。

今年度も残すところ1か月余りとなりましたが、当企業団が実施している水道施設及び管路の整備に係る事業につきましては、構成市町及び議員各位の御理解と御協力により、順調に進捗しているところであります。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

企業団職員の新型コロナウイルス感染症の陽性者数は、2月10日現在で累計28名となっております。

感染拡大を抑制するため、引き続き手指消毒や換気、場面に応じた正しいマスクの着用など、基本的な感染対策の徹底に継続して取り組んでまいります。

また、水道利用者への対応といたしましては、厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の要請を受け、同感染症の影響により国の生活福祉資金貸付制度等の対象となる方や、収入が減少し水道料金等のお支払いが困難な個人、企業から申請をいただいた場合、支払い期限を延長することを継続して実施しており、2月10日現在の申請者数は134件となっております。

次に、危機管理センター完成に伴う企業団の機能の分散についてであります。昨年10月に危機管理センターが完成し、11月30日には議員並びに関係各位の御臨席を賜り、落成式を執り行ったところであります。

同センターにおいては、危機管理、水道施設の維持や整備、水質検査など品質管理に関する部門の業務を行っているほか、花巻市交流会館においては、引き続き、水道料金や給水装置工事の申請受付などお客様サービスに関する営業部門の業務を行っております。

次に、令和5年度の施政方針を申し上げます。

水道ビジョンを改訂し3年目となる令和5年度は水道ビジョンに掲げる目指すべき水道の理想像の実現に向け、「安全」・「強靱」・「持続」の3つの観点から、実施施策に取り組んでまいります。

主な事務事業について申し上げますと、水道施設の維持管理のため、浄水場等の運転管理業務委託や保守修繕工事等を実施するほか、北上川浄水場脱水機棟と和賀第1配水池等の耐震詳細診断業務委託を行います。

また、新たにA I、人工知能による管路の老朽度評価業務委託を行うほか、漏水調査及び漏水箇所の早期修繕や、老朽管更新に伴う給水管の切替工事を実施し有収率の向上に取り組んでまいります。

次に、主な建設改良事業であります。水道水の安定供給のため、岩手中部浄水場中央監視装置一部更新工事や岳浄水場更新工事等の経年施設・設備の更新を進めるほか、配水管の更新につきましては、水道管路緊急改善事業と配水支管整備を合わせまして、3市町で48か所、延長約29キロメートルの施工を計画しており、経年管の更新を進めてまいります。

また、危機管理センター建設に併せて整備を進めております集中監視システムの構築につきましては、当初の計画のとおり令和5年5月末を工期として工事を進めてまいります。

今後も引き続き、議員各位並びに構成市町、地域住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、事業に取り組んでまいります。

最後になりますが、私が平成23年に当時の岩手中部広域水道企業団の企業長に御推挙いただいて以来3期12年となりますが、来る4月26日に市長の任期が満了することから、この機会に退任することといたしました。

この間、平成26年4月には全国に先駆けて、北上市、花巻市、紫波町と岩手中部広域水道企業団による垂直・水平統合を果たし、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、水道事業の経営基盤と技術基盤を強化し、安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいりました。

これまでの皆様方の御厚情に改めて心から感謝を申し上げ、業務報告並びに令和5年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（小原享子君） ただいまの業務報告並びに施政方針に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4 現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告

○議長（小原享子君） 日程第4、現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐）（伊藤剛志君） 現金出納検査、定期監査及び行政監査について報告いたします。

初めに、現金出納検査について報告いたします。岩手中部水道企業団水道事業会計令和4年9月分から12月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証ひょう書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

次に、定期監査について報告いたします。令和4年度定期監査結果報告書。

監査の結果。事務事業の執行状況はおおむね良好と認められた。なお、事務処理において改

善を要する事項については、口頭により指摘し、改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに、周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。

次に、行政監査について報告いたします。令和4年度行政監査結果報告書。

監査の結果。事務事業の執行状況はおおむね良好と認められた。なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し、改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに、周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。

以上であります。

○議長（小原享子君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

## 日程第5 一般質問

○議長（小原享子君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 5番照井明子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2件の事項について質問をさせていただきます。

まず1件目は、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等措置についてでございます。

1点目は、令和2年3月に厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の文書発出以降の当水道企業団の水道料金の猶予及び減免件数をお伺いをいたします。

2点目は、私は昨年10月24日の定例会の中で、コロナ禍における給水停止の中止を求めました。厚労省通知では、減免の財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下臨時交付金と表現をいたしますが、この活用が示されております。しかし、水道企業団には臨時交付金は交付されていないこと、企業団も交付対象としていただきたい旨を日本共産党国会議員を通じ、厚労省に要請をしていただきました。結果、厚労省の回答は、各自治体で協議し、臨時交付金を拠出、活用して、減免を行うことは可能という報告をいただきました。構成3市町の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拠出による減免措置についてのお考えをお伺いいたします。

2件目は、人材育成と技術継承についてお伺いをいたします。

1点目は、中部水道企業団水道ビジョンの課題及び実施施策の中の記述について、その取組

についてお伺いをいたします。

①は、職員年齢構成の不均衡の現状と改善の取組についてお伺いをいたします。

②は、水道技術の維持、向上の取組についてお伺いをいたします。

2点目は、企業団の入札参加資格者登録事業者における課題についてでございますが、登録事業者から従業員募集をかけてもなかなか人が集まらないという声が届いております。

そこで、①は、人材確保や育成等を含めた経営課題について、まずは圏域内事業者を対象とした実態把握についてお伺いをいたします。

②は、若年層確保や人材育成への支援についてお伺いをいたします。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

**○議長（小原享子君）** 企業長。

**○企業長（高橋敏彦君）** 照井明子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、厚生労働省通知による水道料金の猶予及び減免件数について申し上げます。まず、水道料金の猶予についてであります。当企業団では厚生労働省の要請を受け、支払い期限を延長することとしており、その申請者数は令和2年度95件、令和3年度21件、令和4年度は2月10日現在で18件となっております。

また、水道料金の減免についてであります。水道事業は運営に係る費用を水道の利用者からいただく水道料金収入をもって経営するものであることから、減免は行っていないところであります。

次に、構成市町の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拠出による減免措置について申し上げます。本交付金の対象事業の選定は、各自治体の判断によるものであります。企業団といたしましては、構成市町から申出があった際はその対応を検討してまいります。

次に、水道ビジョンの課題の取組についての御質問にお答えいたします。まず、職員年齢構成の不均衡の現状と改善の取組についてであります。令和4年4月1日現在の職員の年齢別構成割合は、10代・20代が11.1%、30代が18.1%、40代が34.7%、50代が31.9%、60歳以上が4.2%であり、若年層の割合が低くなっております。しかしながら、この割合を令和元年度と比較しますと、30代以下の職員の割合は25%から29.2%と4.2ポイント増加しており、若干ではあります。改善が見られていると捉えております。

今後も職員の退職に伴う新規職員採用の際に、受験年齢の上限を定め、構成割合の低い10代・20代を採用するなど、職員年齢構成の不均衡の改善に努めてまいります。

次に、水道技術の維持、向上の取組についてであります。当企業団は統合時に職員をプロ

パー化し、企業団独自に職員を採用していることから、他の水道事業体で課題とされている他部局への異動がなく、経験年数による水道技術の蓄積が図られているほか、日本水道協会や日本経営協会が主催する研修等に積極的に参加させるなど、水道技術の向上に努めているところでもあります。

次に、企業団民間登録事業者における課題について申し上げます。まず、人材確保や育成等含めた経営課題の実態把握についてであります。建設工事の競争入札参加資格業者については、登録申請の際に、国、県が事業者の経営状況や経営規模、技術力等について審査を行った経営事項の審査の結果通知書を提出いただき、事業者の状況を確認しているところであります。

また、指定給水装置工事事業者については、指定の変更または更新手続の際に、事業者の業務内容や技術者の状況について確認しているところであります。

次に、若年層確保や人材育成への支援についてであります。人材不足や若手技術者の確保は建設業界全体の課題であると捉えております。事業者や関係団体等におかれましては、技術者の処遇改善や育成のための環境整備といった方策を講じていただき、若年層確保や人材育成が図られることを期待しております。

以上であります。

○議長（小原享子君） 5 番照井明子議員。

○5 番（照井明子君） それでは、再質問をいたします。

支払い猶予の措置についてでございますが、私、厚生労働省の実施状況調査という資料を頂きました。これは、全国の調査の結果でございますけれども、令和4年9月の実施アンケート調査となっております。全国1,263事業者から回答がございます。当企業団にもこうしたアンケート、届いておるといふふうにお伺いしております。支払い猶予の実施でございますけれども、1,263事業者のうち、検討・実施なしが178事業者、ほかは実施中や予定でございます、当企業団は実施中の880事業者の中にあるというふうに捉えられます。

そこで質問ですけれども、この報告書の中には支払い猶予数について、家庭用と家庭用以外と分けて報告がされております。当企業団の家庭用、家庭用以外のそれぞれの数についてお示し願いたいと思います。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 照井明子議員の質問にお答えさせていただきます。

業務用が20件、家事用が114件になります。大変失礼いたしました。

○議長（小原享子君） 5 番照井明子議員。

○5番（照井明子君） これは、令和2年度から実施されております。本年度の2月までの数というふうに捉えてよろしいですね。

そこで、次にですが、猶予金額についてお示し願えますか。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 照井明子議員さんの質問にお答えさせていただきます。

支払い猶予した水道料金の総額ですけれども、402万4,784円になります。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 減免についてでございます。当企業団においての減免はないという報告をいただきました。全国では、576事業者が実施をされております。この中で、給水人口27万人未満の事業者が488事業者ございまして、92.6%に当たります。そして、費用負担会計区分、これは全ての事業者が広域化されているものではないというふうに捉えられますので、一般会計からが350事業者、公営企業会計からが80事業者などとなっております。冒頭に私述べましたように、各構成市町が協議を進めて、そして減免についての臨時交付金の活用については各市町の判断だということではありますけれども、同時に企業団では内部留保資金を持っているのです。この内部留保資金は、こうした減免には活用できないものなののでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 照井明子議員の質問にお答えさせていただきます。

減免に対して内部留保資金を使用できないものかという御質問に対してでございます。内部留保資金につきましては、今後の老朽管更新だとか、更新がこれから増加する分があるのですけれども、そちらのほうに充てていく勘定や、あとは例えば今回の物価高騰のような場合に、それに充当していくという形で事業の運営をさせていただいております。ただし、今回の減免に関しては、留保という形で積み上げてきたものではないですので、こちらに関しては内部留保資金を充てた減免というものは、企業団としては考えてございません。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） そうなりますと、やはり各構成市町の積極的な減免に対する御検討、これを求めたいというふうに思っております。

それから、給水停止の業務の中止についてでございます。給水停止の中止、これを行っている事業者、123事業者あるのです。やはりしっかりとそういった配慮もされているということです、全国では。私はやはり給水停止、コロナ禍においては本当に考えられない措置だなとい

うふうに捉えておりますけれども、令和5年度のK P I、予算の資料として添付されておりますが、キー・パフォーマンス指標というのですが、令和4年度、給水停止、上期で256件と報告されております。これは大変大きな数だなというふうに捉えられるわけです。水道は、住民の生存権と公衆衛生に係る事業として重い任務を担っております。私は、コロナ対応で奮闘しておりますある開業医の先生に、実は水道企業団でこうした措置が、給水停止という措置が行われているのですというお話をいたしましたところ、びっくりされました。やはり一生懸命コロナ対策に奮闘している現場から見れば、こうしたやり方が本当に妥当なものであるかというふうに捉えたのではないのでしょうか。特にこうした感染症の中で、手洗いもできないというような環境をつくってしまっているということは、これは大変なことで、逆に回避をするという対策が必要だというふうに思います。

減免猶予の周知、これ大変重要だと。減免はされておりますけれども、猶予の周知、これは大変重要になってくると思います。猶予の段階では給水停止しませんから。ですので、やはりこうした周知をはじめ、支払い困難者への猶予等の活用について丁寧に説明をする、そしてそちらのほうに御案内をするということで、給水停止を避けること、これは可能ではないかというふうに私は提案をするところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 照井明子議員の質問にお答えさせていただきます。

現在企業団では、支払いが困難な事情のある方などに対しては、申請により支払い期限の延長を行っております、まれではありますが、さらに支払い期限の延長を希望されるお客様については、状況に応じて分割納付の対応をさせていただいているところであります。それぞれが置かれた状況に配慮しまして、柔軟な対応を継続しているところであります。

照井議員さんからもお話ありましたけれども、給水停止に関しては、実際に支払いにお困りの方に関しては御事情をお聞きして、今お話しさせていただいたような猶予というものをさせていただいておりますし、中にはどうしても毎回遅れてしまうという、毎回のよう方もいらっしゃるのですが、その方等に関しても実際に訪問させていただいたりして、払っていただけないかということで、その区分けを今までの料金システムの履歴から、この方はちょっと今回お困りだとか、あといつも支払いが遅れているなというふうな方というのは、我々のほうでも判断をある程度できるような形になっておりました。ただし、そこがはっきりしないで、お困りなのかなという方に関しては、必ず連絡を取りまして、猶予のほうを説明させていただいている形を取っておりますので、今後も個人個人の事情に寄り添った形で料金徴収のほ

うを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5 番照井明子議員。

○5 番（照井明子君） 令和 5 年度の K P I で示されております 256 件、これは大きな数字だなというふうに私は捉えますので、ぜひ今後とも厚労省通知の文書によるそうした対応を積極的に進められて、やはりコロナが少しでも早く終息するような形に企業団も協力をしていくという、そうした対応を望みます。

次に、人材育成と技術継承についてでございます。昨年 10 月の全員協議会におきまして、このことについて報告されております。それを承知した上での再質問というふうになります。岩手県水道広域化推進プラン（素案）が公表されました。現状では、中部水道企業団は技術職員 20 人以上確保されておりますが、県内他事業所では適度な人数を下回っているという、人員不足が指摘をされております。将来見通しと課題のまとめとして、広域連携の取組や委託による知識・技術の外部化の提案がされておりますが、これ以上の当企業団の広域化は、技術職の負担が増し、人員不足の解決にはならないというふうに私は捉えます。むしろ現在の企業団を堅持し、処遇改善を図り、採用計画をつくり、人材確保、育成していくこと、これが重要と捉えるわけですが、採用計画についてのお考えをお示し願いたいと思います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 採用計画という御質問でございますけれども、現状では我々定員 72 名という職員定数がございまして、その上限いっぱいいっぱい業務を行っております。ですので、定員を超えた採用ということは、なかなかこれは難しいところでございますので、今の状況から申しますと退職者補充という格好で、定員いっぱいいっぱいのところでキープをしてやっていこうというようなのが、簡単なイメージでございますが、そういう計画でございます。

○議長（小原享子君） 5 番照井明子議員。

○5 番（照井明子君） いずれにしても、非常に重要なポジションでございますので、先ほど言った若年層の割合が低いということが明らかになってきておりますので、やはりその克服に向けたきちんとした採用計画が必要ではないかというふうに捉えますので、そのことをまず申し上げておきます。

それから、登録事業者、民間の事業者の件でございますが、賃金が安い、仕事がついなど、若い方々には敬遠されている仕事だというふうなお話も伺っておりました。今年は盛んに賃上

げが言われております。公契約におきましても、賃金改善に反映できる積算単価の設定など配慮されるべきであるというふうには私は捉えます。入札の際の積算単価は、県単価を基準として運用しておるといふふうにお聞きをいたしましたけれども、この単価の設定など、やはりこうした経済情勢などに応じた単価の設定の改善、これを県に求めるということも必要ではないかというふうに思っております。そして、賃上げに反映できる公契約へ改善していくべきだといふふうに思いますが、その点についての御所見をお伺いします。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、労務単価につきましては県の単価を採用して、それを積算としております。県のほうにおきましては、変動率が10%上がった場合、その場合には逐次改定となり、企業団のほうの積算システムにも速やかに適用するようなことで対応してございます。

また、議員おっしゃいますように、県への働きかけ等につきましては、現在は行っておりませんが、周りの状況等を鑑みながら、内部でも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 水道事業は、企業団だけでは成り立たないのです。特に災害時の対応など、圏域内の事業者との連携は大変重要だというふうには私は捉えておる一人です。人材確保と技術継承は、今後も非常に大事な重要課題となっていくというふうには捉えておりますので、そのことについてもしっかりと取り組まれることを求めまして、私の一般質問といたします。

失礼いたします。

○議長（小原享子君） 以上で5番照井明子議員の質問を終結いたします。

---

## 日程第6 議案第1号 岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小原享子君） 日程第6、議案第1号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第1号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、厚生労働省に浄水方法の変更を届出するに当たり、給水人口及び1日最大給水量について改正しようとするものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第2号 岩手中部水道企業団個人情報保護法施行条例

○議長（小原享子君） 日程第7、議案第2号、岩手中部水道企業団個人情報保護法施行条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程になりました議案第2号、岩手中部水道企業団個人情報保護法施行条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律が、個人情報の保護に関する法律の改正により同法に一元化されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 議案第2号についてでございますが、これまでの個人情報保護条例の下での情報開示請求は年間幾らぐらいあるものだったのでしょうか。まず、お尋ねしたいと思います。

います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 大変すみません。件数については、ちょっと今回資料を持ち寄ってございません。1桁程度というふうなイメージでございました。すみません。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 例えばどのような内容のものということについては開示できますか。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 当企業団に開示請求される内容は、ほぼ90%以上になりますが、工事に係る開示でございます。工事の設計の内容等の積算に関する件がほとんどでございます。以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） このたびの条例の中には、経過措置が記載されております。経過措置の中には罰則なども示されておるわけですが、この経過措置の期限というものについてはあるのでしょうか。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

期限というのにつきましては、我々のほうは定めておりませんで、国の法律に基づいて条例を制定いたしましたので、今後国の状況を見ながら対応していければというふうに考えております。

○議長（小原享子君） そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、岩手中部水道企業団個人情報保護法施行条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第3号 岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小原享子君） 日程第8、議案第3号、岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程になりました議案第3号、岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等について定めようとするものであります。

第1条につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

第3条につきましては、職員の定年を65歳とするものでございます。

第4条につきましては、欠員補充が困難な場合等における定年による退職の特例を定めるものでございます。

第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職を管理職手当の支給対象となる職とするものでございます。

第7条につきましては、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするものでございます。

第8条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制による降任等を行うに当たって、遵守すべき基準を定めるものでございます。

第9条につきましては、欠員補充が困難な場合等における管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例を定めるものでございます。

第12条につきましては、60歳に達した日以後に退職をした者について、従前の勤務実績等により定年前再任用短時間勤務職員として、当該職員の定年退職日相当日まで任用することができることを定めるものでございます。

なお、制定附則第2項において、定年延長に関する経過措置として、2年に1歳ずつ、定年が段階的に引き上げられることを定めるものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整備、条項移動等、所要の規定整備を行うものでございます。

また、施行日は令和5年4月1日からとするものであります。ただし、定年引上げの実施のための準備等に関する規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） 定年延長ということで、社会全体がというか、今整備されてきているところですけども、先ほど照井明子議員の一般質問の中で人材育成の質問がありました。その中で、定数72名をキープしていくという答弁がありましたけれども、そうすると人材育成の関係で採用、新採用とか、そういったことはどうなっていくのでしょうか。定年延長をかけていくと、やっぱり人材育成ということで、若い人たちをどういうふうにしていくかということを考えていかなければならないと思うのですが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 定年延長に伴います新採用職員の採用という質問と捉えました。一応先ほど申し上げましたけれども、退職者補充という格好で採用していきますという話をさっきさせていただきました。その中で、一応令和14年までの、職員が退職をした、定年延長をしてということでシミュレーションをかけてはおります。その結果としまして、毎年のように採用できるかという、やっぱり採用のない年もございます。ですから、そこら辺を考えながら、本当に企業団としての活力ということで、若年層が少なければ、定数の見解を変えていくということが可能であれば、そこら辺も考えていければと思いますけれども、その前にまず今の我々の職員全体の中で業務の進め方といいますか、事業進捗の仕方をどう考えているかということも踏まえながら、採用を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小原享子君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第4号 岩手中部水道企業団職員の高齢者部分休業条例

○議長（小原享子君） 日程第9、議案第4号、岩手中部水道企業団職員の高齢者部分休業条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程になりました議案第４号、岩手中部水道企業団職員の高齢者部分休業条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、施行日は令和５年４月１日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第４号、岩手中部水道企業団職員の高齢者部分休業条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第１０ 議案第５号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例

○議長（小原享子君） 日程第10、議案第５号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程になりました議案第５号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する６本の条例について、引用する条項の改正及び所要の改正、または廃止をしようとするものであります。

なお、施行日は令和５年４月１日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11 議案第6号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（小原享子君） 日程第11、議案第6号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第6号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）について提案の理由を申し上げます。

予算第2条の債務負担行為であります。令和5年4月当初より施行する必要がある業務については、令和4年度中に契約締結に係る事務手続を行うこととし、事務用機器類保守点検業務委託ほか20件について、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

以上、令和4年度補正予算（第3号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 1 2 議案第 7 号 令和 5 年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

○議長（小原享子君） 日程第12、議案第 7 号、令和 5 年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第 7 号、令和 5 年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算について提案の理由を申し上げます。

予算書 1 ページをお開き願います。初めに、予算第 2 条、業務の予定量について申し上げます。給水戸数は 9 万 8,300 戸を予定しており、前年度当初予算と比較して 200 戸の増加を見込んでおります。年間総配水量は 2,338 万 4,568 立方メートルを予定しており、前年度当初予算と比較して 44 万 9,325 立方メートルの減少を見込んでおります。

主要な建設改良事業であります、原水及び浄水施設整備事業を 6 億 2,785 万円、配水及び給水施設整備事業を 20 億 4,699 万 3,000 円、危機管理センター整備事業を 1 億 3,936 万 2,000 円、水道管路緊急改善事業を 11 億 4,000 万円とし、それぞれ実施しようとするものであります。

次に、予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額であります、水道事業収益を 68 億 76 万 9,000 円、水道事業費を 65 億 9,701 万 3,000 円としております。

詳細は、23 ページ以降の予算事項別明細書に記載しておりますので、23 ページをお開き願います。水道事業収益のうち、給水収益は 52 億 5,085 万 1,000 円であり、有収率を令和 5 年度 K P I 目標値である 87.9%と見込み、積算しております。

24 ページをお開き願います。水道事業費では、原水及び浄水費には、主なものといたしまして、委託料に各浄水場の運転管理業務委託のほか、修繕費、動力費など施設の維持管理費を計上しております。

25 ページをお開きいただきまして、配水及び給水費には、主なものといたしまして、委託料に漏水調査及び漏水修繕業務委託、修繕費に老朽管更新に伴う給水管切替えの工事請負費等を計上しております。

26 ページの業務費には、委託料の料金徴収業務委託のほか、水道料金収納に係る経費を計上しております。

また、総係費には、主なものといたしまして、危機管理センターの維持管理に伴う委託料、動力費等のほか、備用品費等が計上されております。

そのほかの収益及び費用の内容につきましては、記載したとおりであります。

1 ページにお戻り願います。予算第 4 条、資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入を25億9,723万6,000円、2 ページをお開きいただきまして、資本的支出を58億7,418万4,000円としております。

詳細は、28ページ以降に記載しておりますので、28ページをお開き願います。資本的収入の主な内容は、建設改良等企業債17億6,560万円、構成市町出資金 3 億6,531万9,000円、国庫補助金 3 億1,656万6,000円であります。

29ページをお開きいただきまして、資本的支出であります。建設改良費のうち、原水及び浄水施設整備費には、水道施設の更新に係る工事請負費等を計上しております。

また、配水及び給水施設整備費には、基幹管路以外の配水管、いわゆる配水支管の更新に係る工事請負費等を計上しております。

危機管理センター整備費には、危機管理センター建設に係る工事請負費等を計上しております。

水道管路緊急改善事業費には、企業団において基幹管路と定める管路の更新に係る工事請負費等を計上しております。

30ページをお開きいただきまして、営業設備費には、水質検査機器の更新費等を計上しております。

そのほかの収入及び支出の内容につきましては、記載しているとおりであります。

以上の結果、1 ページの予算第 4 条にお戻りいただきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は32億7,694万8,000円ですが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 億5,239万9,000円と過年度分損益勘定留保資金29億2,454万9,000円で補填しようとするものであります。

2 ページをお開き願います。予算第 5 条、債務負担行為であります。紫波町上水道施設運転・維持管理業務委託、漏水調査等業務委託、管網総合評価業務委託、岳浄水場更新工事、高円万寺浄水場急速ろ過池逆洗ポンプほか更新工事、岩手中部浄水場中央監視装置一部更新工事の 6 件について、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

予算第 6 条、企業債であります。配水施設、浄水施設及び危機管理センター整備事業として、17億6,560万円を限度額とするものであります。

3 ページをお開き願います。予算第 7 条、一時借入金であります。5 億円を限度額とするものであります。

予算第 8 条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第 9 条に定める経費で

あります職員給与費及び交際費以外の同一款内の間の流用をすることができるとするものであります。

予算第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費及び交際費につきまして、それぞれ記載しております。

予算第10条、構成市町からの補助金につきましては852万円とし、国が定める繰り出し基準に基づき算出される企業債利息と児童手当の支給に対する繰り出し額を記載しております。

予算第11条、たな卸資産購入限度額につきましては1億357万7,000円とし、水道メーター及び修理用資材の購入に充てるものであります。

続きまして、お手元にお配りしております令和5年度キー・パフォーマンス指標項目の設定についてを御覧ください。本年度は、この水道事業マネジメントシステムにより設定したキー・パフォーマンス指標、いわゆるK P Iの令和5年度目標値を達成するための施策を講じてまいります。

合計15項目のK P I指標のうち、予算に関連する主なものについて御説明いたしますと、総務課の1番及び2番につきましては、職員1人当たりの研修時間の目標値を内部研修時間は6.9時間、外部研修時間は15.8時間とし、職務遂行に必要な知識や技能の習得、能力の向上を図ることとしております。

2ページを御覧いただきまして、経営企画課の4番、給水収益に対する企業債残高の割合につきましては、他団体と比較して数値が高い状況にあることから449.1%とし、事業費、企業債残高等に留意しながら、企業債借入金の抑制に取り組むこととしております。

次に、6番、料金回収率につきましては、給水収益を確保することで供給単価を維持するとともに、収益的支出を抑制し給水原価の低減に努め、目標値を100.2%とし、経営の安定を図ろうとするものであります。

4ページ目を御覧いただきまして、給配水課の8番、有収率につきましては、目標値を87.9%とし、漏水調査の実施による漏水箇所の早期発見、早期修繕及び老朽管更新により有収率の向上に努めてまいります。

5ページ目の工務課の10番、管路の更新率でございますが、これは管路延長に対する更新された管路延長の割合を示すものでありますが、目標値を0.99%とし、管路の更新工事に取り組んでまいります。

最後に、11番、管路の耐震管率でございますが、これは管路延長に対する耐震管延長の割合を示すものでありますが、目標値を25.5%とし、耐震管による管布設工事により耐震管率

の向上に努めてまいります。

その他の指標につきましては、説明を省略させていただきます。

8 ページ目のキー・パフォーマンス指標用語解説には、各 K P I の解説と目標値の算出根拠及び他団体比較を掲載しております。

以上、令和 5 年度予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。5 番照井明子議員。

○5 番（照井明子君） 私は、1 点、水道管路緊急改善事業費についてお伺いをしたいと思います。

1 ページ、7 ページ、29 ページに記載されております。11 億 4,000 万円ということで、前年同額の計上でございます。この中の国からの水道管路緊急改善事業交付金、この額、予定金額をお伺いしたいと思います。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 照井明子議員の質問にお答えいたします。

事業費に対する国庫補助金でございますけれども、3 市町分、合わせて 3 億 1,656 万 6,000 円と、これが交付金ということになります。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5 番照井明子議員。

○5 番（照井明子君） この補助の対象の限度額 5 億円と伺っております。昨年の聞き取りの中で、追加の要望時期について、課題について、工務課長から述べられました。課題があるということで、党国会議員を通じまして担当省庁に調査をしていただきました。追加時期、10 月しかないのですという、そうしたお話の件について調査をしていただいたところ、これは毎年追加があるわけではないということ、それから昨年に関しましては 4 月 1 日の後、7 月 1 日、8 月 1 日、10 月 18 日、12 月 12 日に追加募集をしておりますという回答をいただいたわけです。工務課長との話合いの中では、10 月の追加募集では冬季にかかって間に合わないということで、7 月、8 月頃の追加があればというお話でしたけれども、実際昨年国では実施されていたというふうでございますが、これは県との情報共有、これに少し課題があったのかなというふうにも捉えることができますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 質問にお答えいたします。

先ほど申された1回目からの追加の募集、これにつきましては当企業団のほうには当然通知が来ております。ただし、こちらのほうで、新年度初めからの発注する事務処理等々ありまして、実際交付金事業に関する発注、これが全て終わるのが8月前ぐらいをめどにやってございます。その段階でなければ、例えば人的な余裕であったり、追加募集をして交付金をいただいたとしても、それをこなせるだけの余力があるのかどうかというものは、8月頃まではちょっと不明確であるということです。1回目、2回目の追加募集については手を挙げるができないという判断で、それは見送りました。それ以降の10月のものにつきましては、以前お話ししたとおり、10月末に内示がありますと、国のほうからのスケジュールが示されておりまして、10月末に内示ということで、事前には情報が流れてきますけれども、内示、その後に11月末に交付申請書の提出期限ということで、これだと冬場の工事に、年度内で完工できるかと、できないということで、募集を見送ったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） この事業は大変重要な事業であるというふうに捉えますし、せっかく国でこうした予算組みしているのです。そして、追加募集もしています。しかしながら、残念ながら、北国は雪があるために、これをスムーズに使えない。これは、やっぱり一つの大きな課題だというふうに思います。昨年工務課長とやり取りした際に、工務課長のほうからも、繰越しができないので、それも一つの課題であるというふうにおっしゃっておられました。私は、ぜひ県を通じて国に対して、こうした限度額を使えるような交付をしていただけるように求めるべきではないかというふうに思うわけですが、その点についての所見をお伺いします。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） お答えいたします。

今の国の交付金の追加募集に対する財源の内訳なのですけれども、実は国の本省の繰越しがまず最初に割り当てられます。これにつきましては、年度内の繰越しができない予算から割当てになると。私のほうで県と調査をいたしまして、その中で全国的なところで手を挙げた県が4県ほどあったらしいのですけれども、繰越しができないということが判明したために、1県が辞退をするとか、そういう状態でした。ですので、当企業団も県に対して、ここら辺の本省繰越し予算ではなくて、本予算、こちらを使えるように何とかできないものかということで、以前から申し上げていることですが、何せ国のほうで順序があるのでということの回答でしか今は承っておりませんので、今の対応ということになります。

以上です。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 4点ほどお伺いします。

予算書の2ページですけれども、まず債務負担行為、第5条のところですが、一番上の紫波町上水道施設運転・維持管理業務委託、限度額が5億8,300万余りということですが、これが令和5年度までの5年間の限度額は4億7,090万2,000円ということなので、ざっと24%ぐらいですか、上がっているのですけれども、ここは何か業務委託の内容の見直し等があつてそうなるものなのか。引上げの要因についてちょっと教えていただきたいと思います。

2つ目が、24ページのところに21節動力費3億1,200万余りということで、前年度比1億ほどですか、増加をしているというふうなことで、今どこの事業所も、あるいは家庭でも、エネルギー、電力価格の高騰というふうなことが言われているというふうなことで、水道も大きな電力を使用しますので、同じようにそうした影響を受けるというふうなことだろうと思います。この間、ここ数年の中で、施設の運転に係る業務委託費などもかなり高騰しているというふうなことで、KPIなどを見ても、給水原価がどんどん上がっているというふうなことが見られるわけですが、この辺の対応策というか、このままどんどん上がっていくというふうなことであれば、今後経営にも圧迫をしていくというふうなことも考えられるのではないかと、いうふうに考えるのですけれども、こうした部分での値上げ、当然資材等も値上がりをしているようでもありますけれども、そうしたことでの水道企業団の経営への影響というのをどのようにお考えかをちょっと教えていただきたいと思います。

3点目は、29ページのところです。1項2目24節工事請負費、配水支管更新工事等ですか、これが17億4,900万余りということで、前年度比ですとこれも4億余りですか、増加をしているというふうなことで、非常に大きな額になっているのですけれども、これの財源の内訳について、ちょっと教えていただきたいと思います。

あと最後に、ページ戻りますけれども、9ページのところに給与費明細書ということで、職員数等々の一覧が載っております。会計年度任用職員のところを見ますと、本年度は22人ですか、ということで勤務されているということなのですから、実はちょっと、実際に現場で働いていらっしゃる方が大変困っているお話もお聞きをしております、どういうことかという、休暇制度などが構成市町の職員の方などと比べてもかなり厳しい条件に置かれていると。年休とか夏季休暇とかというふうなことがあつて、特に今コロナ禍と、コロナへの対応というふうな中で、子育て世代の方などは子供さんが学校を休まなければならないとか、そういった

際に変な困っている実態があるのだということをお聞きしておりますけれども、そのような会計年度任用職員の方々の休暇等の処遇等については、特に問題意識というか、実態についてどのように把握されているのかお伺いします。

○議長（小原享子君） 浄水課長。

○浄水課長（八重樫和博君） 私のほうからは、紫波町の上水道施設の運転・維持管理業務委託の増額について、債務負担額が増えた理由についてお答えいたします。

増額理由でございますけれども、2点ございまして、1つ目は、前回、平成29年度の設計積算時に比べて技術員などの労務単価が値上がりしてしまっていて、諸経費込みで設計価格が24%の増加を見込んでいるというところでございます。

それから、2つ目としては、設計内容の中に紫波町の浄水場の施設の電力料金、それから薬品費なども、そういうユーティリティーも含まれておりまして、これらも5年前と比較すると現在値上がりしているということで、設計価格が増加した要因になってございます。

それから、24ページの動力費でございますけれども、それについては、去年東北電力のほうから高压電気料金の値上げの御案内がありまして、基本料金、それから従量料金、それから燃料調整費、全部上がっていくということで、増加額にして令和4年度の当初ベースに比べまして9,246万8,000円増えたところでございまして、増加率にしまして142%増加したというところでございます。

私のほうからは以上になります。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 平野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

2つ目の質問で、先ほどの浄水課長のほうとも答えが重複するかもしれませんが、動力費のほうが上がっているということで、企業団の経営に関して影響等どのように考えているかということでお話しいただきました。平野議員さん御指摘のとおり、電気料の高騰がありまして、我々の水道事業は装置産業ということで、水道事業に対して多大な影響を与えていることは確実であります。お話があったように、電気料についても約9,000万超えということで、いつもの1.4倍ほどとなっております状況であります。先の読めない急激なインフレが起こっている状況でありますけれども、我々としては限られた資金の中で安全性に配慮しながら、最大限の効果が発揮できるように計画的に事業を進めるつもりで、皆様に御不便をおかけしないようには運営していくつもりでございます。

現在我々、令和3年度から改訂した水道ビジョンにより事業計画を進めているところであり

ます。その際にシミュレートした令和7年度分までの財政収支計画では、今回のような物価高騰に係る経費の増というのは実際のところ反映はされておられませんけれども、収支計画による資金の残高等を考慮すれば、高騰分を吸収しながら経営を進めていくというのは可能と考えております。ただし、令和7年度以降については、さらに国のほうからも抜本的な改革、経営戦略を練るようという、こういう時代ですので、そういった形で経営戦略の改訂を抜本的に取り組むようにということでガイドラインも示されておりますので、さらに緻密な事業計画を練る形で財政収支計画を見直しながら、経営のほうを進めてまいりたいと考えております。

3つ目の質問で、配水支管の財源の内訳ということでお話をいただきました。財源の内訳といたしましては、企業債が60%、残りが我々の単独費となります。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 最後の4つ目の質問でございます。会計年度任用職員の実態といますか、処遇といますか、という内容の質問と捉えております。

実際今年度、10月議会の後ですか、会計年度任用職員の処遇について、構成市町の状況を見ながら改善した経緯はあります。構成市町によっては有給なのか無給なのか、それに対する日数が何日かというのが様々な部分がありましたので、我々企業団はその中間を取るとか、あとは一番処遇のいい状況に設定するとか、様々な検討を重ねまして、10月議会の後に改善したところでございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 配水支管の更新工事について伺いたいと思います。

昨年も同じ答弁、企業債と単費でというふうなことだったというふうに思いますけれども、これは更新ということなので、出資等の対象にはならないという事業になるもの、今後も多分同じような形での財源措置での更新を進めていくというふうな形になるのですねということの確認をしたいと思います。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 平野議員の質問にお答えいたします。

配水支管の財源内訳のことに关してですけれども、出資があるかということでの御質問だったと思いますけれども、構成市町と協定を組んでいるわけですから、国の繰り出し基準にのっとったものについてということで協定を組まさせていただいております。配水支管に関しては、補助事業等になる事業でございませぬので、繰り出し基準の中のほうに補助事業であれ

ばというふうな、補助事業に当たるものに関してというふうな形がございまして、支管のほうの若干口径の小さいほうに関しては繰り出し基準にのっとっていないものですから、それらに関しては単独の事業ということで、出資等はない形で進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） まず1点なのですが、令和3年の9月30日に紫波町の簡易給水施設の事業統合に関する要望書の回答をいただいていた、水道議会のほうでもその回答文書というのは頂いておりますけれども、今おかげさまで協議を進めていただいているようですが、今回の予算の中でそれが反映されているところがどこにあるのかちょっとお聞きしたいのと、どこまで段階的に進んでいるのかをお聞きできればと思います。

それから、全体的なことなのですが、今年の10月から、このままであればインボイス制度が導入されます。それで、工事の関係、入札とか出てくるわけなのですが、その入札の関係で、インボイスに登録していないと入札に参加できないというような、ほかのところなのですが、そういったことがありまして、それはそういうことしないでくださいということで通達が来ていると思います。実際企業団としては、インボイス制度が導入された場合、相手方の影響、物品の買入れなどもあるので、そのインボイスの影響というのがどのようにあるのか、捉えているのかお聞きしたいと思います。

それから、23ページと28ページのところに関わるかと思いますが、収入でいくと23ページの3節負担金の消火栓の維持管理費負担金とありまして、それで28ページに行くと消火栓の負担金というふうにありますけれども、構成市町負担金のところに。この消火栓の各地区の負担のところ、市町の負担が分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

それから、25ページ、ちょっと戻ったりしますが、25ページの24節工事請負費の中に旧簡易水道配水管切替工事等というふうにありますけれども、このところはこういった中身になるのか、これ紫波町の部分に関係あるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小原享子君） 技監。

○技監（小田島敏之君） 及川議員の質問にお答えします。

私からは、紫波町簡易給水施設の進行状況についてお答えしたいと思います。令和3年9月に、紫波町へ正式に統合の協議を進めると回答したところでございます。令和4年度におきましては、統合の在り方について、基本計画策定業務を共同で出資しまして、総額500万ほどで、それが成果品で上がってまいりました。その成果について、これでよろしいでしょうかという

伺いを紫波町に提出するところです。今その段階でございます。なお、来年度の予算には何も計上してございません。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 2点目のインボイス制度の影響といいますか、競争入札参加資格業者の対応ということで捉えておりましたけれども、今現在では特にインボイス制度導入に伴ってトラブルとかはございません。ちょうど来年度からの競争入札参加資格者の申込みを受け付けしております。11月から受付をしております、今回2月には追加で申請を受け付けておりますけれども、その業者からは、インボイスに関わる、入らなくてもいいのではないかと、そういった話はございません。恐らくそういう制度を熟知された業者さんが登録に来ているものというふうに判断しております。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 先ほど質問のあったP23と28の消火栓の負担金につきましては、消火栓負担金、北上が3,916万5,000円、花巻が4,532万1,600円、紫波町が1,490万円で、あと矢巾の消火栓負担金为新設で88万円になっております。

P25の簡水については、実はこれは統合時点で花巻から引き継いだもので、簡易水道組合時代の共同給水管を既設配水管へ切り替える工事を行うものとして、太田簡水の整備を行っております。これについては、花巻市が平成2年3月22日に6簡易水道組合と協定を結びまして行っている事業でございました。

以上です。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） あと1点、工事請負費の中の移設関係について御質問ありましたので、それについて追加で答弁させていただきます。

移設関係につきましては、国交省から例えば国道4号の拡幅等があった場合に移設が申し出られるのですが、今現在紫波町内での移設関係の依頼というものは来てございません。今現在ありますのは、北上市内の4号線の拡幅に伴う移設ということが主でございます。

以上です。

○議長（小原享子君） 10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） インボイスに関しては、多分工事するようなところは登録をしていると思いますので、このインボイスは登録していても、していなくても、入札を拒まないようにというものだったと思います、通達のほうは。それで、影響ある業者がいるのかなという思

いでいました。ただ、实际的に相手方がインボイスに登録していなければ、その消費税の仕入れ額分がどうなるのかというのが出てくることになるので、その辺はどういうふうを考えているのかなというのをちょっとお聞きしたかったところです。

それから、今入札の参加も募集がかかっているということなので、これから入ると思うのですけれども、それでちょっと気にかかることがありましたので、一つ意見としてというか、入札に関わることなのですけれども、国の交付金の関係でも冬場というか、冬の工事に間に合わない困るということで、なかなか使えない部分があったというのも先ほど来お聞きしたので、すけれども、ただ入札のときの期間というところで、年度内を考えて、3月とかまでに納めなければならない入札のものもあるかと思います。それで入札にかかるときに、大変大規模な工事だったり、その期間に間に合わなさそうだなというときに、入札をかけたけれども、辞退するというようなことも過去にあったようですが、そのときに工期が延長できるものであれば、そういったことも明記されるようなことがなければ、辞退したところはもう辞退してしまった、だけれども、その後入札を落としたところは工期を延長してできているというようなことがあります。もし工期が延長できるのだったらできたのではないかというようなことが。入札をかける段階でそういったことがあると、透明性に欠けたような感じに見受けられたのかなというふうに思います。ですので、質問を受けられるというふうにはなっていますけれども、工期の延長が可能であれば、やっぱりそういうところはあらかじめ伝えるというようなことがなければ、透明性ということを考えると、ちょっと足りなくなるのかなというふうに思っております。これからいろんな水道事業が入ってくると思いますので、入札ですきっといくようにやっていただきたいなというふうに思っています。

インボイスのところだけちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） インボイスの関係でございますが、議員さん御承知のとおり、インボイスへの登録をしていない業者さんと取引があった場合に、消費税に影響してくるという、おっしゃるとおりですので、我々とすれば制度を活用して、インボイス制度に登録をして、何とかお願いしたいというのが一番です。そういう業者さんから物を買ったり、役務をお願いしたりした場合に、支払いのときにまたいろいろな支障を来すという可能性がありますので、初年度なので、そういうトラブルを招かないように業者さんとはきちんと協議をして、何とかお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（小原享子君） 6番若柳良明議員。

○6番（若柳良明君） 30ページに公用車の購入という項目がありますが、あるいは工事請負費のほかにはE Vの充電装置ということもありますが、どういうタイプの車を何台考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） 若柳議員の御質問にお答えいたします。

来年度電気自動車を予定しております。軽1台を予定しているところです。そのほかに、そのための充電設備というものを予定しております。

○議長（小原享子君） 6番若柳良明議員。

○6番（若柳良明君） 1台、そして充電装置もと。

それで、結構高いものですから、今E Vの部分もヨーロッパのほうでは相当進んでいるということなのですが、日本ではまだまだ環境が悪い部分だし、北陸のほうではこの前の雪の大変な渋滞事故というか、そういうこともありました。だから、これからどんどん増やしていくというのは反対ですので、まずこういう形でスタートはいいかもしれませんが、慎重に考えて対応、日本に本当に適しているのかどうかということで、次々と開発されているので、そのことを慎重に考えて進めてほしいということでございます。

以上です。

○議長（小原享子君） そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 発議案第1号 岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例

○議長（小原享子君） 日程第13、発議案第1号、岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

○書記（総務課課長補佐）（伊藤剛志君） 発議案第1号、岩手中部水道企業団議会個人情報

保護条例。

地方自治法第112条の規定に基づき、岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例を別紙のとおり提出する。

令和5年2月13日提出。提出者、岩手中部水道企業団議会議員、平野明紀。賛成者、岩手中部水道企業団議会議員、照井明子、同じく及川ひとみ。

以上であります。

○議長（小原享子君） 提案理由の説明を求めます。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） ただいま上程となりました発議案第1号、岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、岩手中部水道企業団議会における個人情報の取扱いについて定める必要があるため、制定しようとするものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日からとするものであります。

何とぞ原案のとおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号、岩手中部水道企業団議会個人情報保護条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 発議案第2号 企業長の専決処分事項の指定について

○議長（小原享子君） 日程第14、発議案第2号、企業長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

○書記（総務課課長補佐）（伊藤剛志君） 発議案第2号、企業長の専決処分事項の指定について。

地方自治法第112条の規定に基づき、企業長の専決処分事項の指定について別紙のとおり提出する。

令和5年2月13日提出。提出者、岩手中部水道企業団議会議員、平野明紀。賛成者、岩手中部水道企業団議会議員、照井明子、同じく及川ひとみ。

以上であります。

○議長（小原享子君） 提案理由の説明を求めます。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） ただいま上程となりました発議案第2号、企業長の専決処分事項の指定についての提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により、企業長において専決処分することができる事項を指定するものであります。

何とぞ原案のとおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第2号、企業長の専決処分事項の指定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時23分～午後 4時23分）

○副議長（若柳良明君） 再開いたします。

---

○副議長（若柳良明君） ここで議長から特に発言を求められておりますので、これを許します。議長。

○議長（小原享子君） 高橋企業長の御勇退に際し、一言御挨拶を申し上げます。

高橋企業長におかれましては、平成23年5月に当時の岩手中部広域水道企業団企業長に就任

され、平成26年度の水道事業統合後は当企業団の企業長として、3期12年間にわたり、北上市、花巻市及び紫波町の水道事業の運営に御尽力を賜り、心より感謝を申し上げます。

高橋企業長は、人口減少に伴う給水収益の低迷、更新時期を迎えた水道施設の更新など、水道事業を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、優れた経営手腕を発揮されました。また、今年度は、水道の災害対応の拠点となる危機管理センターが完成し、危機管理体制の強化にも御尽力されました。全国に先駆けた水道事業広域化を果たされ、経営基盤、技術基盤を強化し、安全、安心な水道水の安定的な供給に努めてまいられたことに対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。今後も引き継がれていくものと確信しております。

高橋企業長は、この4月に北上市長を退任されるということであり、同時に企業長も退任されることとなりますが、企業長が残された業績に対し、議会を代表して、重ねて感謝の意を表するとともに、高橋企業長の今後ますますの御健勝と御多幸を祈念申し上げ、御挨拶いたします。大変にありがとうございました。

○副議長（若柳良明君） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時26分～午後 4時26分）

○議長（小原享子君） 再開いたします。

ここで企業長から特に発言を求められておりますので、この際これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） ただいまは、小原議長から過分なお言葉を賜りました。大変恐縮しております。これまで12年間、構成市町の議員の皆さん、そして市民の皆さん、それから首長の皆さん、職員の皆さんに支えられながら、ここまで到達することができたなというふうに思っております。

就任当初から水道事業の垂直・水平統合という、非常に私にとっては難題でございました。それぞれの自治体で抱える課題があり、あるいは当時の企業団が抱える課題があり、それを一つ一つ丁寧にひもときながら、それぞれの最適解を探していくという作業だったのではないかなというふうに思っておりまして、幸いにも皆様方の御理解をいただけて統合が可能になったことはもちろんのこと、その統合してから非常に手探りで歩む形になったのかなというふうに思っております。

プロパーになったわけでありますけれども、職員の皆さん方、大変研究熱心な皆さんでありまして、水道事業の経営に関しては全国でも誇れる職員がそろったというふうに思っておりま

す。おかげさまで、統合による成果ということに関しても、外部の先生の皆さん方においていただいて評価をしていただき、かなり高い評価を得ることができたということも大変よかったなというふうに思っているところでありますし、今後数十年にわたって、今の水道料金を維持した経営ができるというふうに思っております。

今様々な料金の値上げ等があって、非常に楽観視できない状況ではありますけれども、職員の皆さん方、優秀でありますので、そしてまた議員の皆様方の様々なアドバイス、首長の皆さん方のかじ取りによって、今後安定的な運営ができるものというふうに確信しているところであります。

結びになりますけれども、これまでの皆様方の御支援に心から感謝を申し上げ、そしてこれからの構成市町の市民、町民の皆さん方の御多幸をお祈りを申し上げまして、御礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

○議長（小原享子君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって第25回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長

小 原 享 子

岩手中部水道企業団議会副議長

若 柳 良 明

(会議録署名議員)

岩手中部水道企業団議会議員

照 井 明 子